

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年4月号 | No. 04/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 遅滞の許容に関する PCT の規定に COVID-19 が該当するとの解釈を国際事務局 (IB) が公表

国際事務局 (IB) は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴う解釈声明および、PCT に関して推奨される実務対応を公表しました。以下のリンクからご覧ください。

[https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news\\_0009.html](https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0009.html)

本声明では、PCT 規則 82 の 4.1 に基づく遅滞についての許容規定において、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行 (パンデミック) が該当すると IB は解釈する旨を確認しました。PCT 規則 82 の 4.1 は、不可抗力 (「戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災…その他これらに類する事由」) により PCT で定められる期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を規定しています。

IB は、今般の感染症の世界的流行は「天災…その他これらに類する事由」に該当する事由と解されるべきであるという立場をとります。WIPO 国際事務局 (IB) ならびに受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の問題を理由として PCT 規則 82 の 4 に基づきなされる請求を優遇し、関係者の住所もしくは営業所を有する地または滞在地在が影響を受けたことを立証する証拠の提出を求めません。IB は PCT 官庁および機関に対して同様の対応を行うよう推奨しています<sup>1</sup>。

PCT 規則 82 の 4.1 に関して認識されている制限の一つに、(例えば、所定の期間内に所定の手数料が支払われなかったことにより国際出願が取り下げられたものとみなされた旨の宣言 (PCT 第 14 条(3)(a)) がなされたことで法的効果を喪失した国際出願に関しては、この規定による救済措置が適用されないという側面があります。このため、RO/IB では、かかる通知 (様式 PCT/RO/117) の一切について、2020 年 5 月 31 日まで発行を延期します。また、IB は、すべての PCT 受理官庁に対して同様の措置を行うよう推奨し、加えて以下の点を勧告しています。

- さらに少なくとも 1 か月の間 (さらなる延長の可能性も含む)、かかる通知は、その前 2 か月にわたり期限を過ぎていた場合に限り発行されること。および
- 受理官庁は、PCT 規則 16 の 2.2 に規定される後払手数料を免除することを推奨する。

<sup>1</sup> 訳注: 当該勧告に関する日本国特許庁における対応については、以下の日本国特許庁ウェブサイトをご参照ください。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続きの取り扱い

[https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/covid19\\_tetsuzuki\\_eikyo.html](https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/covid19_tetsuzuki_eikyo.html)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続きにおける「その責めに帰することができない理由」及び「正当な理由」による救済

[https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/covid19\\_tetsuzuki\\_kyusai.html](https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/covid19_tetsuzuki_kyusai.html)

## COVID-19 による国際事務局での PCT 出願の処理業務に生じる影響

PCT ニュースレター 2020 年 3 月号でお知らせした通り、WIPO 国際事務局 (IB) ならびに受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) は、全面的に運営を継続しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行により影響を受けている郵便業務を考慮して、IB は別途通知があるまで、郵送によるすべての送付を一時休止しています。したがって IB は、すべての PCT 関連書類の送付は、それぞれの国際出願に関して提供された電子メールアドレスへ電子メールによってのみ行っています。電子メールに加えて、PCT 関連書類は ePCT 上でも見ることができます。さらに国際出願の公開後は、それらに関する通知は PATENTSCOPE 上でも閲覧可能です。

出願人または代理人が通信用の電子メールアドレスを提供していない PCT 出願について、IB は PCT ユーザーに対し、至急に係属中の国際出願に関する通信用の電子メールアドレスを提供するよう推奨しています。IB は、該当する手段による通信用電子メールアドレスの提出方法の詳細を掲載しています。以下のリンクをご参照ください。

[https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news\\_0008.html](https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0008.html)

PCT ユーザーの皆さまには、PCT 関連書類の郵送を避け、IB との通信は適切な電子手段によってのみ行うよう強く推奨します。

PCT 関連書類の紙形式での送付および受領に対する代替手段に関する追加情報は、本号の「実務アドバイス」をご覧ください。また、予期せぬ事態により PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある救済措置についての情報は、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号の「実務アドバイス」をご参照ください。

遅滞の許容に関する PCT 規則 82 の 2.1 の規定に COVID-19 が該当するとの IB の解釈についてのお知らせは、上記の記事をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行により例外的に閉庁している知財庁については、下記の「知財庁の例外的な閉庁日」をご参照ください。

## 2019 年 PCT 出願

2019 年も PCT の利用は伸び続け、PCT 出願件数は記録的な推定 265,800 件<sup>2</sup>となり、2018 年比で 5.2%の増加となりました。初めて中国がアメリカ合衆国 (U.S.) を抜き、58,990 件と出願件数の最多の国となりました。米国は、1978 年に PCT の運用が開始されて以来、PCT 制度の最大ユーザーでしたが、今年度は 57,840 件の出願で第 2 位となりました。

WIPO 事務局長である、フランシス ガリは 2019 年の PCT 統計を公表した際に、述べています。

「WIPO を経由しての国際特許出願の第 1 位となった中国の急成長は、アジアに拠点を置く出願人からの出願が全出願件数の半数以上を占めることから、イノベーションの拠点が東アジアへ長期的に移行していることを明確に示しています。1999 年、WIPO は中国から 276 件の出願を受理しました。2019 年までに、出願件数は 58,990 件まで伸び、ほんの 20 年で 200 倍の増加となりました。」(プレスリリース PR/2020/848)

<sup>2</sup> この合計と後に公表される数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局は、2019 年に国内官庁および広域官庁に出願されたすべての PCT 出願を受理していません。したがって、確定した数値は年内に公表されます。

2018年と同様に、第3位、第4位と第5位は、日本(52,660件)、ドイツ(19,353件)そして大韓民国(19,085件)となりました。アジアに拠点を置く出願人が2019年の全PCT出願件数の52.4%を占め、欧州の出願人が23.2%、北米の出願人が22.8%を占めました。

上位10ヶ国における各国の合計出願件数および全出願件数に対する各国のシェアは以下の通りです。

1. 中国	58,990	22.2%
2. アメリカ合衆国	57,840	21.8%
3. 日本	52,660	19.8%
4. ドイツ	19,353	7.3%
5. 大韓民国	19,085	7.2%
6. フランス	7,934	3.0%
7. 英国	5,786	2.2%
8. スイス	4,610	1.7%
9. スウェーデン	4,185	1.6%
10. オランダ	4,011	1.5%

上位15ヶ国のうち、トルコ(+46.7%)、大韓民国(+12.8%)、カナダ(+12.2%)そして中国(+10.6%)が、2019年に2桁の年間成長率を記録しました。トルコの急成長により、当国は初めて上位15ヶ国に入りました。上位15ヶ国のうち、ドイツ(-2%)およびオランダ(-3%)の2ヶ国のみが出願件数の減少となりました。

すべての国の出願件数、ならびに2018年の出願件数との比較に関する情報は、以下のリンクから、WIPOプレスリリースPR/2020/848のアネックス1をご覧ください。

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article\\_0005.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0005.html)

中国の電気通信会社である、ファーウェイテクノロジーズは3年連続で引き続き最上位出願人となり、2019年は4,411件の出願が公開されました。それに続いて三菱電機株式会社(日本)、サムスン電子(大韓民国)、クアルコム(米国)そしてOPPO广东移动通信有限公司(中国)となりました。上位10出願人と2019年に公開されたPCT出願件数を以下に列挙します。

1. ファーウェイテクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) (中国)	4,411
2. 三菱電機株式会社 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	2,661
3. サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	2,334
4. クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	2,127
5. OPPO 广东移动通信有限公司 (Guang Dong Oppo Mobile Telecommunications) (中国)	1,927
6. BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,864
7. エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ)) (スウェーデン)	1,698
8. 平安科技 (深圳) 有限公司 (Ping An Technology (Shenzhen) Co., Ltd) (中国)	1,691
9. ロバート・ボッシュ (Robert Bosch Corporation) (ドイツ)	1,687
10. LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	1,646

上位 10 出願人のうち、エリクソン、OPPO 广东移动通信有限公司、ファーウェイテクノロジーズ、LG エレクトロニクス、サムスン電子およびアルコムの 6 出願人は、主にデジタル通信分野での出願でした。上位 50 出願人の一覧は、プレスリリース (アネックス 2) で公表されています。教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以降 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、470 件の出願が公開されました。上位 10 の教育機関については、米国の 5 機関、中国の 4 機関そして大韓民国の 1 機関が占めています。教育機関による出願の詳細は、プレスリリース (アネックス 3) をご覧ください。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、コンピュータ技術が公開された全 PCT 出願件数の 8.7% を占めました。次にデジタル通信 (7.7%)、電子機器 (7%)、医療技術 (6.9%) そして計測 (4.7%) が続いています。上位 10 の技術分野のうち、2019 年に最も成長率が高かったのは、半導体 (+12%) およびコンピュータ技術 (+11.9%) でした。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリース (アネックス 4) をご参照ください。

2019 年の出願の確定した数値の (PCT 年次報告形式での) 公表は、年内の PCT ニュースレターでお知らせします。

## PCT 規則 20.8 (a の 2) および (b の 2) に基づく不適合の通知

2019 年 10 月に PCT 総会は、2020 年 7 月 1 日に発効予定であるいくつかの新規則を採択しました。新 PCT 規則 20.5 の 2 は、(出願の欠落部分の提出を規定する PCT 規則 20.5 とは対照的に) 誤って要素または部分が提出された場合に、国際出願の正しい要素または部分の提出に対処するために採択されました。新 PCT 規則 20.5 の 2 「誤って提出された要素および部分」による規定は、その誤って提出された要素または部分を正しいものと交換することを許容する、もしくは引用に含めることにより、正しい要素または部分の追加を許容するものです。その規定は、以下の場合におよびます。

- 出願日に関する要件のすべてを満たした日、または満たす日の前に正しい要素または部分を提出すること (新 PCT 規則 20.5 の 2(b))。
- 出願要件のすべてを満たした日の後に、正しい要素または部分を提出すること (新 PCT 規則 20.5 の 2(c))。
- 先の出願に含まれていた正しい要素または部分を、有効に引用により含めること (新 PCT 規則 20.5 の 2(d))。

さらに、新 PCT 規則 20.8 (a の 2) は、PCT 規則 20.5 の 2 (a)(ii) および 20.5 の 2 (d) と受理官庁が適用する国内法令とが不適合である場合に関して採択されました。以下の通りです。

「2019 年 10 月 9 日において 20.5 の 2 (a)(ii) 及び (d) の規定が受理官庁によつて適用される国内法令に適合しない場合には、当該受理官庁がその旨を 2020 年 4 月 9 日までに国際事務局に通告することを条件として、これらの規定は、その国内法令に適合しない間、当該受理官庁に提出された国際出願には適用しない。…」

新 PCT 規則 20.8 (b の 2) も PCT 規則 20.5 の 2 (a)(ii) および 20.5 の 2 (d) と受理官庁が適用する国内法令との可能性のある不適合に関して採択されました。以下の通りです。

「2019 年 10 月 9 日において 20.5 の 2 (a)(ii) 及び (d) の規定が指定官庁によつて適用される国内法令に適合しない場合には、当該指定官庁がその旨を 2020 年 4 月 9 日までに国際事務局に通告することを条件として、これらの規定は、その国内法令に適合しない間、当該指定官庁につい



ては、第 22 条に規定する行為が当該指定官庁に対して行われた国際出願に関して、適用しない。…」

### PCT 規則 20.8 (a の 2) に基づく通知

以下の国の（受理官庁としての）官庁は、新 PCT 規則 20.5 の 2 (a)(ii) および 20.5 の 2 (d) は、当該官庁が適用する国内法令と不適合である/または当該官庁が適用する国内法令と不適合であるとみなされる、または PCT 規則 20.8 (a) に基づきなされた通知を基礎とした不適合が引き続き有効である旨を国際事務局 (IB) に通知したものとみなされます。

CL	チリ
CU	キューバ
CZ	チェコ共和国
DE	ドイツ
FR	フランス
ID	インドネシア
KR	大韓民国
MX	メキシコ

加えて、欧州特許庁 (EPO) は、それらの規則は欧州特許の付与に関する条約 (EPC) の法的枠組みと不適合である旨を IB に通知しました。

### PCT 規則 20.8 (b の 2) に基づく通知

以下の国の（指定官庁としての）官庁は、新 PCT 規則 20.5 の 2 (a)(ii) および 20.5 の 2 (d) は、当該官庁が適用する国内法令との不適合である旨、または PCT 規則 20.8(b) に基づきなされた通知を基礎とした不適合が引き続き有効である旨を国際事務局 (IB) に通知したものとみなされます。

CL	チリ
CN	中国
CU	キューバ
CZ	チェコ共和国
DE	ドイツ
ID	インドネシア
KR	大韓民国
MX	メキシコ
TR	トルコ

加えて、EPO は、それらの規則は EPC (欧州特許の付与に関する条約) の法的枠組みと不適合である旨を IB に通知しました。

### IP 官庁の例外的な閉庁日

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行の事態に伴い、国際事務局 (IB) は、一部の PCT 官庁が公務上の処置として閉庁している旨の通知を受けました。その結果 PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が官庁に到達すべき期限の満了日が閉庁日にあたった場合、その期限は延長され、関連する官庁が公務を再開した次の就業日に満了となります。

どの官庁が例外的に閉庁しているのかを確認するには、以下のリンクから、「各官庁閉庁日」のページをご覧ください。

[www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml](http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml)

上述の一覧には、IB が関連する官庁により閉庁日の通知を受けた情報のみ提供しています。確認が必要な場合には、関心のある官庁のウェブサイトをご参照ください。

## 協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

PCT ニュースレター 2018 年 7-8 月号にて協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細をお知らせした通り、本試行プロジェクトでは、五大特許庁 (IP5 Offices) は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。各五大特許庁は、主 ISA として初年 (2018 年 7 月から 2019 年 6 月まで) はおよそ 50 件の国際出願を処理する予定を立てました。そして 2 年目 (2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで) にも同様の件数を処理する予定です。PCT ニュースレター 2020 年 1 月号でお知らせした通り、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁は、すでに運用 2 年目の主 ISA として当官庁が受理する国際出願の制限件数に到達しました。したがって当官庁は、本試行プロジェクトへの参加申請は受け付けていません。

### 参加庁に関するお知らせ

#### 欧州特許庁 (EPO)

PCT ニュースレター 2019 年 7-8 月号では、EPO が 2019 年 7 月 1 日から、本試行プロジェクトへの新規国際出願の受理を開始した旨をお知らせしました。追加情報として、当官庁はすでに運用 2 年目の主 ISA として当官庁が受理する国際出願の制限件数に到達したことにご留意ください。したがって当官庁は、本試行プロジェクトへの参加申請は受け付けていません。

関心のある出願人は、本試行プロジェクトの枠組みにおいて主国際調査の実施をまだ受け付けている他の国際調査機関 (ISA) を通して、本試行プロジェクトへの参加申請を行うことが可能です。ただし、該当する出願の主調査を実施する ISA が管轄であることが条件となります。

本 CS&E 試行プロジェクトに関する一般情報は、次のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html)

## PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

### 新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム (ノルウェーおよび中国)

2020 年 4 月 1 日から、ノルウェー工業所有権庁と中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) 間で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において CNIPA が作成する、国際調査機関 (ISA) または国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書もしくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、ノルウェー工業所有権庁に対し国内段階における早期審査の利用が可能になります。ノルウェー工業所有権庁はすでにグローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムに参加しています。

上述の PCT-PPH 合意に関する詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.patentstyret.no/en/services/patents/applying-for-a-patent-in-other-countries/patentprosecution-highway-pph/](http://www.patentstyret.no/en/services/patents/applying-for-a-patent-in-other-countries/patentprosecution-highway-pph/)

ウェブサイトの PCT-PPH ページ ([www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)) が、この新試行プログラムに関する情報を追加して更新されました。

## PCT 最新情報

一部手数料の変更 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、企業知的所有権委員会 (南アフリカ)、アイスランド知的所有権庁、シンガポール知的所有権庁、ノルウェー工業所有権庁)

BR: ブラジル (電話番号、インターネットアドレス)

DK: デンマーク (国の安全に関する規定、仮保護、代理人に関する要件、微生物およびその他の生物材料)

IN: インド (電話番号、手数料)

PL: ポーランド (電子メールアドレス、要求する写しの部数)

調査手数料および国際調査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、インド特許庁、シンガポール知的所有権庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、シンガポール知的所有権庁)

国際予備審査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、韓国知的所有権庁)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### COVID-19 関連の最新情報: PCT 制度

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の現状に伴い、国際事務局 (IB) で取られている措置を掲載する専用のウェブページが新しく開設されました。以下のリンクからご利用ください。

[https://www.wipo.int/pct/ja/covid\\_19/covid\\_update.html](https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/covid_update.html)

当ページでは、以下のお知らせに関するリンクを提供しています。

- PCT 制度ならびに WIPO が運営する他の IP 制度の下での WIPO 国際事務局の運営の継続
- IB による紙形式の書類送付の一時休止、および電子手段で情報を送付する必要性
- PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある救済措置、および
- 知財庁の閉庁日

関連する最新情報が公表されると、その新規リンクが随時追加されます。

### COVID-19 の影響に伴う国際事務局 (IB) による紙形式の書類の受領と送付について

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行下での国際事務局 (IB) による紙形式の書類送付の一時休止に関するお知らせが、PCT 全 10 公開言語で以下のリンクに掲載されています (画面右上から該当する言語を選択可能)。

[https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news\\_0008.html](https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0008.html)

上記の「COVID-19 による国際事務局での PCT 出願の処理業務に生じる影響」もご参照ください。

## PATENTSCOPE のお知らせ

### WIPO による米国国立衛生研究所が管理するデータベースへの数百万件の検索可能な化学式の寄与

WIPO は、国立衛生研究所 (NIH) が管理する化学構造のオープンデータベースである PubChem に 1600 万件の化学式を提供することで、さらなるスクリーニング試験に進む候補化合物の優先順位付けを支援しています。PubChem から無料である WIPO の PATENTSCOPE データベースへ直接アクセス可能な情報は、化学情報学、化学生物学、医薬品化学、創薬など多くの研究分野にとって重要なリソースとなっています。PATENTSCOPE がソフトウェア会社 InfoChem と協働で行っている、NIH の化合物検索機能への支援過程の詳細が、以下のサイトに掲載されています。

[www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2020/news\\_0002.html](http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2020/news_0002.html)

### 世界知的所有権の日 2020 年 4 月 26 日: 環境に優しい未来のために革新する

PCT ニュースレター 2020 年 3 月号ですすでにお知らせしたように、従来通り、世界知的所有権の日を 4 月 26 日に開催します。今年のキャンペーンでは、「環境に優しい未来のために革新する」をテーマとして、イノベーション、そしてそれをサポートする知的所有 (IP) 権を、環境に優しい未来を創造する取り組みの中心に据えています。あなたの開発した発明が、画期的かつ環境に優しいイノベーションであると思われる場合には、是非 [WorldIPDay@wipo.int](mailto:WorldIPDay@wipo.int) まで電子メールにて詳細をお知らせください。ただし、すでに保護されている発明に限ります。グリーンな未来への道を開くためにイノベーションと知的所有権が果たす役割について共に探究しましょう。

世界知的所有権の日に関する詳細は、以下のリンクから WIPO ウェブサイトをご覧ください。

[www.wipo.int/ip-outreach/ja/ipday/](http://www.wipo.int/ip-outreach/ja/ipday/)



## PCT に関する記事

WIPO マガジン (2020 年第 1 号) から以下の記事のリンクが、PCT ウェブサイト「PCT に関する記事」ページに追加されました。

[www.wipo.int/pct/en/news/pct\\_news.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html)

### 再生可能エネルギー分野の特許動向

太陽光、風力、潮力などの再生可能エネルギーの開発は、地球温暖化対策への取り組みに不可欠なものです。James Nurton 氏 (フリーライター) は、2002 年以降、太陽光発電、化学反応による発電 (燃料電池)、風力発電、地熱発電の 4 つの主要な再生可能エネルギー技術分野に関連する PCT 出願の公開件数の動向から、何が学べるのかを考察しています。

WIPO マガジンは、以下のリンクに掲載されています。



[www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/index.html](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html)

WIPO マガジン 2020 年第 1 号は、以下のリンク先からご覧いただけます。

[www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/2020/01/](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2020/01/)

## 実務アドバイス

### PCT 関連書類の紙形式での送付および受領に対する代替手段

Q: 当方はこれまで受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に対する PCT 出願は、紙形式でのみ提出していました。または当方の国内受理官庁に対しては、電子メールアドレスの提供が不要な電子出願システムを利用していました。PCT 関連の通信は郵送による紙形式で受領していたため、願書様式には当方の電子メールアドレスを記載していませんでした。IB は、別途通知があるまで郵送によるすべての送達を休止する旨を公表しました。当方の進行中の出願に係る書類を、安全な方法で電子的に送付したり受領したりするためには、どのようなオプションがあるのでしょうか？

A: 現在の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行による IB の業務および世界各地の郵便業務への影響に伴い、現時点での郵便物の配達には保証されないため、出願人 (またはその代理人) の皆さまには PCT 関連書類の郵送は決してお勧めしません。同様に、国際事務局ならびに受理官庁としての国際事務局も郵送による PCT 関連書類の送付は行わないため、IB とは適切な電子通信手段でのみ通信するようお勧めします。

IB からの PCT に係る通知の受領を継続するには、緊急の手続きとして IB に電子メールアドレスを提供し、係属中の国際出願に関して発信される通知が発送されるようにする必要があります。電子メールアドレスのさまざまな提出方法を、以下に説明します。

### ePCT を利用して IB へ書類をアップロードする

まだされていない場合には、WIPO アカウントを作成してください。作成すると WIPO の ePCT システムにログインすることができ、IB に対して電子形式で書類をアップロードできるようになります。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=690](http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=690) and

[www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820](http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820)

係属中の国際出願の一つに関する一通の書簡をアップロードし、PCT の通知を送付してもらう電子メールアドレスについて、PCT 規則 92 の 2 に基づいた記録を請求してください。そしてこの記録が適用される他のすべての出願の一覧表も含めてください。この場合、「複数の国際出願に係る PCT 規則 92 の 2 に基づく変更届」の書類タイプを選択してください。

### 緊急用アップロードサービスの利用

ePCT システムにログインするための WIPO アカウントをまだ作成していない場合、または早急にそうできない状況にある場合には、緊急用アップロードサービスを利用して IB に対して電子 (PDF) 形式で書類を提出することができます。以下のリンクからご利用ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>

ePCT の利用について上述したように、緊急用アップロードサービスを利用する場合でも同様に、係属中の国際出願の一つに関する一通の書簡をアップロードしてください。そして、その書簡にはその電子

メールアドレスの記録が適用されるべき他のすべての出願の一覧表も含めてください。緊急用アップロードサービスは、書面による郵送の代替手段として実用的で電子的な方法ではありますが、万が一 ePCT システムに障害が発生した場合におけるバックアップサービスを目的として導入された点にご留意ください。当サービスの利用では ePCT の機能が提供されていないため、ベストプラクティスとはいえません。

上記のいずれの方法でも IB に電子メールアドレスを知らせることが難しい場合には、緊急を要する状況を踏まえて、以下の方法でも可能です。

- 以下のいずれかのアドレスへの電子メールの送信。  
pct.eservices@wipo.int または pct.infoline@wipo.int もしくは
- WIPO (PCT) “Contact Us” ページの利用。  
<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=pct>

今後、新規国際出願を提出する予定のある場合には、少なくとも願書様式にあなたの電子メールアドレスを記載し、IB、受理官庁、国際調査機関および国際予備審査機関に対して、それらの機関がそう希望する場合に、その電子メールアドレスを利用してその国際出願に関して発行される通知を送信することを承認する欄（願書様式の第 IV 欄参照）に、チェックすることを強くお勧めします<sup>3</sup>。

しかしながら、RO/IB に対して、または他の管轄する参加受理官庁<sup>4</sup>に対して、国際出願を提出する場合のベストプラクティスは、ePCT 出願を利用して提出することです。そうすることで出願は関連官庁によって即時に受理され、郵便業務の問題による遅延が生じることはありません。出願人の国内受理官庁または広域受理官庁が ePCT 出願を受理していない場合には、出願人は、国の安全事項に従うことを条件として、PCT 締約国の居住者または国民のために行動する管轄受理官庁である RO/IB に出願することができます (PCT 規則 19.1(a)(iii))。ePCT 出願は、ソフトウェアのダウンロードは不要であり、IB が保管する最新データに照らしてさまざまな検証を行う機能も含んでいます。そのため国際出願または中間書類に関するアクション機能を実行する際に、エラーを回避するのに役立つでしょう。また、管轄受理官庁が認める他の電子出願方法を利用することも可能です。ePCT 出願を利用した国際出願の提出についての詳細は、以下の ePCT ヘルプページをご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=169](http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=169)

電子メールによる書類の送付に加えて、PCT 関連書類は ePCT でもご利用可能です。それらの書類にアクセスするには、**国際事務局により出願に係る電子メールアドレスが記録された後<sup>5</sup>**、高度認証を設定し、あなたの出願に対する ePCT アクセス権 (eOwnership) を請求する必要があります。

WIPO のアカウント作成や ePCT の利用開始に関するあらゆる面で支援が必要な場合には、PCT 電子サービスヘルプデスク (pct.eservices@wipo.int) までお問い合わせください。

国際出願の国際公開後は、その出願に関する通知も PATENTSCOPE 上で閲覧可能になります。

可能な限り以下の行為も実行されると、ご自身の利益になるでしょう。

<sup>3</sup> 訳注: 受理官庁、国際調査機関および国際予備審査機関としての日本国特許庁 (RO/JP, ISA/JP, ISEA/JP) は、電子メールアドレスへの送付は行っていません。

<sup>4</sup> 参加官庁の一覧は、<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml> のリンクにてご覧ください。

<sup>5</sup> eOwnership の請求には大抵の場合、様式 PCT/IB/345 経由で送付される確認コードを必要とします。したがって、電子メールによる通知の送付を行うために、電子メールがすでに記録されていることが必要となります。

- WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の利用により、優先権書類を簡単な方法で (ならびに無料で) 電子的に提出可能とする (詳細は、PCT ニュースレター2019 年 11 月号および 12 月号をご参照ください)。
- 手書きの署名ではなく電子署名を取得する (ePCT 活用の利点の一つは、外部署名機能を使用して電子的に署名を取得できることであり、これはあなたが署名を必要とする人と直接連絡を取っていない場合に非常に有用である。詳細は [www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=992](http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=992) をご参照ください)。
- 支払いを電子的に行う (WIPO は、WIPO 当座預金口座の引落とし請求、(所定の条件下で) クレジットカード、銀行振込、または (欧州内のみ) 郵便振替のみによる、手数料の支払いを受け付けている)。

IB からの通知の受領についての詳細は、以下のリンクにて「国際事務局との間の電子的通信手段について」をご参照ください。

[https://www.wipo.int/pct/ja/covid\\_19/communication.html](https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/communication.html)

また、IB は、PCT 国内官庁および広域官庁ならびに PCT に基づく国際機関は可能な限り、IB との通信に ePCT もしくは電子データ交換 (EDI) などの電子的手段を利用することを推奨している点にご留意ください。

また、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号の「実務アドバイス」では、予期せぬ事態 (具体例として、現在の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行の影響) により PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある救済措置を取り上げました。